

農地所有適格法人報告書

自

令和〇〇年〇〇月〇〇日

至

令和〇〇年〇〇月〇〇日

令和〇年 〇〇月〇〇日

石垣市農業委員会会長 殿

主たる事務所の所在地

石垣市字〇〇番地〇〇

名称及び代表者氏名

株式会社〇〇ファーム

代表取締役 〇〇 〇〇 印

電話番号

事業所 0 9 8 0 - 〇〇 - △△△△

日中連絡が取れる電話番号 0 9 0 - 〇〇〇〇 - △△△△

担当者名

下記のとおり農地法第 6 条第 1 項の規定に基づき報告します。

記

1 法人の概要

法人の名称及び代表者の氏名	株式会社〇〇ファーム 代表取締役 〇〇 〇〇	
主たる事務所の所在地	石垣市字石垣〇〇番地〇〇	
経営面積 (ha)	田	1 ha
	畑	1 5 ha
	採草放牧地	
法人形態	株式会社	

注 「経営面積」については、農地所有適格法人のみが所有している面積の記入をお願いします。

2 農地法第 2 条第 3 項第 1 号関係

(1) 事業の種類

農 業		左記農業に該当しない事業の内容
生産する農畜産物	関連事業等の内容	
パイン マンゴー	農作業受託 加工販売	アパート経営 不動産経営

(2) 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
2年前(実績)	3,000,000円	1,000,000円
1年前(実績)	4,000,000円	1,500,000円
報告対象年度(実績)	5,000,000円	0円
翌事業年度の計画	6,000,000円	2,500,000円

注：農業の売上げが全体の売上げの過半数を占めていなければならない。

3 農地法第2条第3項第2号関係
構成員全ての状況

「構成員」とは、株式会社（特例有限会社を含む）にあつては、株主。
合名・合資・合同会社にあつては、社員。
農事組合法人にあつては、組員。

(1) 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等）

氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				農作業委託の内容
		農地等の提供面積(㎡)		農業への年間従事日数		
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	
石垣 太郎	8 0 口	賃借権	10,000㎡	12ヶ月	12ヶ月	
石垣 花子	1 5 口			6ヶ月	6ヶ月	
議決権の数の合計		9 5				
農業関係者の議決権の割合		9 5 %				

その法人の行う農業（労務管理や市場開拓等も）に必要な年間総労働日数： 日

(2) 農業関係者以外の者（(1)以外の者）

氏名又は名称	議決権の数
株式会社〇〇食品	

議決権の数の合計	5
農業関係者以外の者の議決権の割合	5 %

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

4 農地法第2条第3項第3号及び第4号関係

(1) 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み
石垣 太郎 石垣 花子	石垣市字石垣〇〇番地〇〇 石垣市字石垣〇〇番地〇〇	代表取締役 取締役	12ヶ月 6ヶ月	12ヶ月 6ヶ月	有 12ヶ月 有 6ヶ月	有 12ヶ月 有 6ヶ月

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

((2)については、(1)の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間150日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。)

様式第3号の1

(記載要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含みます。
 - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - ウ 農業生産に必要な資材の製造
 - エ 農作業の受託
 - オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - (2) 農業と併せ行う林業
 - (3) 農事組合法人を行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 2 「2(1)事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
- 3 「2(2)売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。
- 4 「3(1)農業関係者」には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。
ここで、複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
- 5 農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「3(1)農業関係者」の「農地等の提供面積(㎡)」の「面積」欄には、その構成員が農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地利用集積円滑化団体又は当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。